

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、平成 29 年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (3) 年の中途中で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途中で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受けた給与だけでは配偶者控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (5) 非居住者^{(注)1}である親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除（以下「扶養控除等」といいます。）の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」^{(注)2}をこの申告書に添付してください。

また、年末調整において、その親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、平成 29 年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実（送金額等）を記載した扶養控除等申告書を別途作成し、「送金関係書類」^{(注)3}を添付した上で提出するか、あるいはこの申告書の「生計を一にする事実」欄に送金額等を追記し、「送金関係書類」を添付した上で提出してください。

なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。

- (注) 1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて 1 年以上国内に居所を有しない個人をいいます。
2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）

3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要な限度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類

2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの個人番号」、「氏名（フリガナ） 個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなたの個人番号、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族の氏名（フリガナ）及び個人番号、年齢 16 歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。

(注) 一定の要件の下、個人番号を記載しなくて良い場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

- (2) 「給与の支払者の法人（個人）番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又は個人番号を記載してください。

- (3) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受けた給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受けた給与をいいます。

- (4) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。

また、控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が引当老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、「同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で印してください。

なお、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。

- (5) 控除対象配偶者は又は控除対象扶養親族が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。

(6) 「平成 29 年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額（収入金額が 161 万 9 千円未満の場合には 65 万円（収入金額を限度とします。））を差引いた金額が給与所得の金額となります。

なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当などについては、配偶者控除や扶養控除の判定の基礎となる所得には含まれません。

- (7) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合には、年末調整時に、平成 29 年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。

- (8) 「左記の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。

- イ 障害者（特別障害者）……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級など）などの障害者（特別障害者）に該当する事実。その人が控除対象配偶者や扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（特別障害者に該当する人のときは同居の有無）

なお、その人が年齢 16 歳未満の扶養親族である場合には、その人の個人番号（上記 2(1)(注)と同じ）、住所又は居所、生年月日、あなたとの縁柄及び平成 29 年中の所得の見積額（これらは住民税に関する事項に記入するため、記入を省略できます。）

また、その年齢 16 歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び平成 29 年中にその親族に送金等をした金額の合計額（送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載）

- ロ 寡婦又は寡夫……死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の平成 29 年中の所得の見積額などの寡婦又は寡夫に該当する事実。また、3 の「⑩寡婦」のロに掲げる寡婦、「⑪特別の寡婦」又は「⑫寡夫」に該当する人については、これらのほか平成 29 年中の所得の見積額

ハ 勤労学生……学校名と入学年月日及び平成 29 年中の所得の種類とその見積額

- (9) あなたの同一計内に所得者が 2 人以上いるときは、あなたの扶養親族等（控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である年齢 16 歳未満の扶養親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。

- (10) 住民税に関する事項の欄には、扶養親族のうち年齢 16 歳未満の人（平成 14 年 1 月 2 日以後に生まれた人）について記載してください。

なお、その人が控除対象国外扶養親族^{(注)1}である場合には、「控除対象国外扶養親族」欄に○印を付けてください。
また、この欄に○印を付けた人は、親族関係書類及び送金関係書類を平成 30 年 3 月 15 日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。^{(注)2}
(注) 1 「控除対象国外扶養親族」とは、国内に住所を有しない扶養親族のうち、年齢 16 歳未満である人をいいます。
2 住民税に関する事項の欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 控除対象配偶者、扶養親族等の範囲

【①控除対象配偶者】 所得者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成 29 年中の所得の見積額が 38 万円以下の人の

【②老人控除対象配偶者】 ①の控除対象配偶者のうち、年齢 70 歳以上の人（昭和 23 年 1 月 1 日以前に生まれた人）

【③扶養親族】 所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、平成 29 年中の所得の見積額が 38 万円以下の人の

【④控除対象扶養親族】 ③の扶養親族のうち、年齢 16 歳以上の人（平成 14 年 1 月 1 日以前に生まれた人）

【⑤特定扶養親族】 ④の控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人（平成 7 年 1 月 2 日から平成 11 年 1 月 1 日までの間に生まれた人）

【⑥老人扶養親族】 ④の控除対象扶養親族のうち、年齢 70 歳以上の人（昭和 23 年 1 月 1 日以前に生まれた人）

【⑦同居老親等】 ⑥の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人

【⑧障害者（特別障害者）】 所得者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族で、次のいずれかに該当する人
イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。

ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。

ハ 精神障害者になります。
ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が 1 級又は 2 級の人は、特別障害者になります。

ホ 戰傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別障害症から第三項症までの人は、特別障害者になります。

ヘ 先に爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。

ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。

チ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人の（昭和 28 年 1 月 1 日以前に生まれた人）で、町村長や福祉事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。

【⑨同居特別障害者】 控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑩寡婦】 所得者本人で、次に掲げる人
イ 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされており、平成 29 年中の所得の見積額が 38 万円を超える子は除きます。）のある人

（イ）夫と死別した後、婚姻していない人、（ロ）夫と離婚した後、婚姻していない人、（ハ）夫の生死が明らかでない人
ロ 上記に掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、平成 29 年中の所得の見積額が 500 万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が 6,888,889 円以下）の人の

（イ）夫と死別した後、婚姻していない人、（ロ）夫の生死が明らかでない人

【⑪特別の寡婦】 ⑩の寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、平成 29 年中の所得の見積額が 500 万円以下の人の

【⑫寡夫】 所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑩のイの生計を一にする子があり、かつ、平成 29 年中の所得の見積額が 500 万円以下の人
（イ）妻と死別した後、婚姻していない人、（ロ）妻と離婚した後、婚姻していない人、（ハ）妻の生死が明らかでない人

【⑬勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人
イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。

（注）専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。

ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。

ハ 平成 29 年中の所得の見積額が 65 万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が 130 万円以下）であって、そのうち給与所得等以外の所得が 10 万円以下であること。